

国際ロータリーと災害時連携協定を締結

2024年7月16日、国際ロータリー第2610地区と富山県社会福祉協議会との間で「災害時におけるボランティア活動支援に関する相互連携協定」を締結しました。

締結式では、同協会の大橋聡司ガバナーと県社協の新田八朗会長が協定書に署名し、相互に協定書を取り交わしました。

協定では、災害時に県社協からの情報提供をもとに、同協会が被災地での災害支援活動等への人的・物的支援を行うこととしています。

これにより、お互いの強みを活かし合う災害支援の新たなネットワークが構築されました。



－協定書（写）－

災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と国際ロータリー第2610地区（以下「乙」という。）とは、富山県内において大規模な自然災害又は事故が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援活動に関する協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、富山県内における災害時において、被災地域及び被災者の支援活動を効果的かつ円滑に進めるため、その活動に必要な協力や情報交換に関する事項について定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 富山県災害救援ボランティア本部及び市町村災害救援ボランティアセンター（以下「センター一等」という。）の設置・運営のための資機材の提供
- (2) 被災地でのボランティア活動のための資機材の提供
- (3) ボランティアのための駐車スペース確保への支援
- (4) センター等におけるボランティアへの飲食物等の提供
- (5) 乙の会員の専門性を活かした物的及び人的支援の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災者支援及び災害ボランティアの活動支援に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は、災害時において、前条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限り要請に応じるよう速やかに必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲内において速やかに支援を実施するものとする。

（支援の表示）

第5条 甲は、第2条に掲げる支援を受けて事業及び活動を行う際は、当該事業及び活動について乙の支援を受けていることを表示する措置を講じるものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、乙が負担するものとする。

(災害の補償)

第7条 この協定に基づき乙が実施した支援活動に伴って、乙の会員に損害が生じた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲は、被災地に設置されるセンター等の開設情報の把握に努め、乙に提供するものとする。
2 甲及び乙は、平常時から災害時を想定した支援活動に関する情報を交換するなどして連携強化に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日の属する年の翌年6月末日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙から特段の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、両者署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月16日

(甲) 富山県富山市安住町5番21号
社会福祉法人富山県社会福祉協議会
会 長

(乙) 石川県金沢市本江町1番18号
国際ロータリー第2610地区
2024-25 年度ガバナー